

宮城県中学校体育連盟

大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）、「(公財) 日本中学校体育連盟全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意下さい。

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防ぐための大会運営上の対応方法を具体的に示す。また宮城県中学校体育連盟（以下、「県中体連」という。）が主催する大会において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について示し、万全を期す。

2 目 的

新型コロナウイルス感染症の発生に関しては、大会運営者だけでは対応しきれない場合がある。関係競技団体や宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）などの機関と連携をとりながら進め、適切に対応することを目的とする。

3 対 応

- (1) 県中体連事務局は大会準備・開催期間中ならびに大会終了から2週間程度、関係機関と連絡できる体制を整える。
- (2) 緊急事態発生の対応窓口は、県中体連事務局とする。
- (3) 緊急事態の内容によっては、県教委の助言に従い対応する。
- (4) 専門部会は、会場の連絡責任者、県中体連事務局との連絡体制を整える。

4 大会実施に当たっての基本的な考え方

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の3つの基本
 - 1) 身体的距離の確保
 - 2) マスクの着用
 - 3) 手洗い・消毒等の徹底
- (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- (4) 安全な活動環境の確保

5 大会実施時の感染防止策

(1) 感染源を絶つ

- 大会本部は、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛・息苦しい等の諸症状や嗅覚・味覚の異常などがある選手や引率者等を大会に参加させないことを徹底する。
- 大会本部は、大会当日受付時等に、来場者全員に「健康チェックシート（様式1-1）」の提出を求め、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会本部に申し出るよう場内アナウンスや監督者会議等で促す。
- 大会本部は、参加校に「学校同行者一覧表（様式1-2）」の作成と提出を求め、一覧表に記載のない者の入場を制限する。

- ※審判等には委嘱状等の送付に併せて健康チェックシートも送付し、当日記入済みのものを受け取る。
- ※様式1-1, 1-2は大会終了後、1か月程度大会本部が保管する。期間経過後、責任をもって破棄する。また、保管者(場所)については部会長(校)を原則とする。
- ※様式1-1の使用は推奨事項であり、専門部によっては各競技団体作成の様式を使用する場合もある。ただし、健康観察を趣旨とした様式の提出・保管については必須事項である。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認する声掛けを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 大会本部及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。また、体調不良者を一時的に休ませる必要がある場合は他者と接しない個室等で休ませることとし、大会本部はこれに必要なスペースを事前に準備しておく。スペースの確保に関しては施設管理者と事前に確認をしておく。
- 大会本部は無観客での大会実施や観客の入場制限を行う場合、事前に周知し、当日も会場入口などにその旨の掲示などを行う。必要があれば受付を設置し、入場を制限する。

(2) 感染防止の3つの基本

1) 身体的距離の確保

- 開会式・閉会式は原則実施しない。
- 大会本部は、監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう、工夫をする。
- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中、食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くように指導する。
- 大会本部、指導者等は、試合前後の挨拶等は簡略化し、対戦相手や審判等との握手、選手は仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。また、卓球に見られる「ラケットを対戦相手に渡して確認する」などの行為も「渡さずに見せ合う」などの工夫をするなど、各競技において必要な感染予防策を講じる。

2) マスクの着用

- 大会本部は、選手、引率者等、大会関係者にマスク等を準備させ、大会中は、競技等実施時、食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう選手に指導する。その際、不必要な会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2m以上確保すよう指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

3) 手洗い・消毒等の徹底

- 大会本部は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で選手や引率者に手洗いを促す。

- 大会本部は、手洗い場等に「手洗いは30 秒以上」の掲示をする。来場者には手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参するよう事前に周知する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんで手洗いを行うよう選手に指導する。
- 大会本部は可能な限り、会場の出入口付近等複数箇所に手指消毒液を設置する。
- 大会本部はトイレやドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する体制を整え、消毒を実施する。
- 大会本部は、飲みきれなかった飲料等を含め、ゴミは自宅に持ち帰り処分するよう、選手等に周知する。

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 入場可能人数（範囲）については、利用する会場や施設の状況、各専門部の選手数等を考慮し判断する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手等と連携し定期的に換気をしたり、1 台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 大会本部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転するなど、換気に配慮する。
- 大会本部は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
※試合時間に合わせた会場入りや試合終了後の速やかな会場からの退出をアナウンスし、周知徹底する。
- 試合時間を待つ選手やチームがいる場合は、可能な限り屋外の風通しの良い場所で待機してもらうよう、事前に場所等を決めておく。
- 大会本部は、屋内で実施する競技においては可能な限り、窓を開放した状態で試合を行う。窓の常時開放が難しい場合でも、1 時間に2～3 回程度、会場のドアや窓を開け、換気を行うなどの工夫をする。その際、会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1 時間に2～3 回程度、会場入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 大会本部、引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面を避け、会話は控えるよう指導する。
- 保護者等の応援を認める場合には、保護者同士の間隔を1 m以上確保する。可能な限り、あらかじめ応援席等のスペースに目印を置く等の対応をとる。また、発声をしての応援等を行わないよう注意喚起する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、同意書（様式2）を提出させ、保管する。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。
- 大会本部は各競技特性に応じた、適切な感染防止策を講じる。
- 大会期間中、体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の意向聴取や速やかな対応を求められることも考えられるため、保護者についても「健康チェックシート（様式1-1）」を記入の上、来場ごとに大会本部に提出する。

6 新型コロナウイルス感染者等発生時の対応

生徒等※1の状況別対応一覧（表1）

生徒等の状況	対 応
A:感染者である	・当該生徒等については、保健所※2の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中（出席停止期間中）※3の大会参加を認めない。
B:濃厚接触者である :学校長判断による出席停止対象者である	
C:感染の疑いがある※4	・当該生徒等については、大会参加の自粛を要請する。

※1 生徒等:生徒、教職員（部活動指導員を含む）、外部の指導者

※2 学校設置者ごとの判断機関を含む

※3 上表Bの状況となった場合の外出自粛期間（出席停止期間）の日数や解除の基準については、学校設置者ごとの取扱いによる。

※4 「感染の疑い」とは「①発熱、②咳、のどの痛みなどの風邪症状、③だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、④味覚・嗅覚異常のいずれかを含む体調不良」の他、「健康チェックシート（様式1-1）で当てはまらない項目がある」場合を指す。

(1) 大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

1) 当該校の対応

①学校長（又は顧問）は表1の対応一覧にもとづき県中体連会長（又は県中体連事務局）ならびに出場予定の競技専門部会長（又は委員長）への連絡を行う。

※臨時休校期間や学年（学級）閉鎖期間は当該校（学年・学級）の生徒の大会参加を認めない。また、当該校の教職員（部活動指導員を含む）・外部の指導者については、当該措置の対象者か否かで判断する。

※大会参加1週間以内の体調不良等については、医療機関において「感染の疑いなし」と診断を受け、症状が治まっている場合には参加を認める。

②顧問は大会運営側に登録の変更を連絡する。

※チーム、団体戦において、既定の人数に達しない場合、出場できないこととなる。

※監督等が下表の対応一覧A、B、Cのいずれかとなった場合を含む。

※大会申込み終了後であっても、大会運営側は変更届などで対応する。

2) 中体連事務局の対応

・中体連事務局は、個人情報に配慮の上、速やかに大会運営側（各競技専門委員長）へ連絡する。

3) 大会運営側の対応

・大会運営側は欠場連絡を受けた後、組合せについて確認し以下のとおり取扱う。

※トーナメント方式においては当該選手（チーム）欠場により、不戦勝扱いとする。

※リーグ戦方式においては、新たにリーグを組むことはせず、当該リーグの選手（チーム）数を減らして実施することを原則とする。また、各専門部において対応の詳細を定めること。特にリンク制など、総当たり戦ではない場合には一部の選手（チーム）の不利益とならないよう配慮する。

4) その他

・合同チーム編成校に感染者等が発生した場合は、個別に対応するものとする。

・上記の基準に加えて、学校長判断での欠場はあり得る。その際、大会運営上の扱いは出場停止と同じ扱いとする。

・新型コロナウイルス感染等を起因（表1の範囲内）とする欠場においては、各地区等からの繰り上げ出場は行わない。

・クラスター等が発生した場合は、個別に対応するものとする。

・大会直前に保健所の指示による自宅等における療養期間、外出自粛期間が明けた生

徒については、個別に対応するものとする。

(2)大会参加中に発症疑い（発熱や体調不良などを含む）の場合

- ① 検温を実施する。
※原則として当該選手の引率者等が行う。
- ② 症状が芳しくない場合は引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する」「発熱外来に連絡し、指示を受ける」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。
- ③ 一時的に休憩が必要な場合や、保護者に引き渡すまでに時間がかかる場合には他者と接しない場所で休ませる。
※別室で休ませる場合の付き添いに関しては当該選手の引率者等が行う。
(救護係が試合会場から長時間離れることを防ぐため)
- ④ 医療機関への搬送があった場合、委員長（副委員長）は第1報を県中体連事務局へ入れる。また、その後の経過についても連絡・報告(事故報告書 様式3)する。
※時系列など詳細については事故発生時記録用紙(別紙3)を活用し、記録する。
- ⑤ 体調不良者の同学校の選手・関係者の健康観察を行う。
- ⑥ 体調不良者が待機（観戦など）していた場所の周囲にいる生徒等の待機場所を移動させる措置をとる。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。詳細は別に定める。（別紙1）
- ⑧ 発症した選手への対応は県教委発出「公立学校における新型コロナウイルス感染症に係る連絡フロー」（R2.4.6付）を参考に、各市町村教育委員会の指針に沿って所属校が行う。
- ⑨ 発症した選手（または所属するチーム）と対戦した選手（チーム）への連絡等は県教委の指示を受け、その内容によっては県中体連事務局が行う。
- ⑩ 大会運営に関わる機関への連絡は県中体連事務局が行う。
- ⑪ 大会本部は医療機関への搬送等の有無に関わらず、体調不良者が受付時に提出した健康チェックシート（様式1-1）の所在を確認し、すぐに情報提供できるよう整えておく。

●仙台市・宮城県 電話相談窓口（コールセンター）（24時間受付）

TEL 022-398-9211

FAX 022-200-2965

(3)大会終了後に感染等が確認された場合等

※この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「感染の恐れがある場合」が含まれる。（定義については6の表1を参照。）

※大会終了後1週間までは参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

- ① 当該選手への対応は県教委発出「公立学校における新型コロナウイルス感染症に係る連絡フロー」（R2.4.6付）を参考に、各市町村教育委員会の指針に沿って所属校が行う。
- ② 当該選手の所属中学校長（又は顧問）は第1報を県中体連会長（又は中体連事務局）、参加した競技専門部会長（又は委員長）へ入れる。
- ③ 県中体連は当該選手の参加した競技専門部会とその後の対応について確認する。専門部会は当該選手の健康チェックシート（様式1-1）、学校同行者一覧表（様式1-2）、大会参加時の組合せ（対戦相手等がわかるもの）、その他当該選手の当日の動きに関して把握できる記録等を整え、情報提供の要請に応えられるよう準備する。
- ④ 県中体連は県教委とも連絡をとり、対応する。
- ⑤ その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

※上記(1)～(3)の対応は大会初日の前日から起算して1週間前から大会終了後1週間

までの対応とする。その後の対応については、当該選手の所属校において行うものとする。なお、大会前の健康観察期間は1週間を基本とするが、競技特性に基づいた各競技団体が示すガイドラインや開催地市町村が示す健康観察期間により期間の長さが異なる場合もあり得る。その際には当該専門部の指示に沿って対応すること。

※本項に該当する状況が発生した際の、個人情報については厳重に管理すること。また感染者等となった生徒の所属する部活動顧問においては、所属学校長に必ず相談の上、関係機関（大会本部を含む）に相談・報告すること。

※大会本部は、新型コロナウイルス感染等を起因とする出場停止措置（表1）があった場合に、その選手（チーム）の欠場理由について十分配慮して伝達すること。

例）学校事情により 体調不良により 等

7 大会中止の判断について

下記のいずれの場合においても、県教委と連絡調整の上、大会実施の可否について判断するものとする。

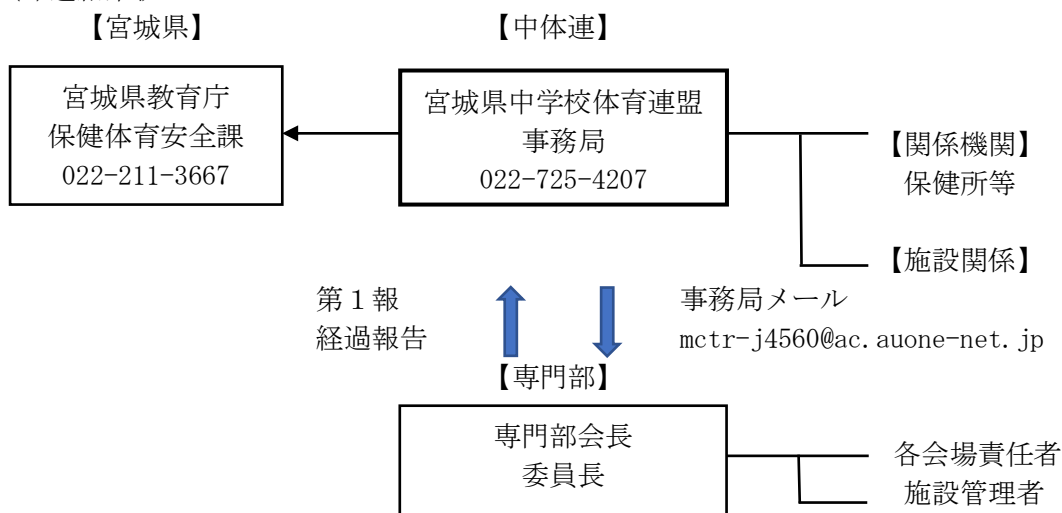
- (1) 国または県が宮城県を対象として緊急事態宣言を発令した場合。
- (2) 県教委から大会中止の要請が出た場合。
- (3) 大会から2週間以上前の段階で、安全な大会運営に疑念が生じる場合は、県中体連評議員会内で審議の上、判断する。
- (4) 文部科学省最新版【「学校生活における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～】やスポーツ庁【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針】等を参考にし、総合的に判断する。

8 大会中止となった場合の参加料の取扱い ※参加料が設定されている場合

- (1) 参加料は原則返金とする。ただし場合によっては一部返金となる可能性もある。
- (2) 大会開催準備に係る経費等で既に支出がある場合は、その経費を算出し、差額分を参加者へ返金する。

9 体制

(1) 連絡系統



(2) 報道対応

報道に関する窓口は原則として県中体連事務局とする。

- ① 同日に複数会場で感染（疑い）が発生した場合は当該競技専門部会でそれぞれ対応し、県中体連事務局も手分けをして対応する。
- ② 県中体連事務局は県教委へ連絡報告し、助言の下対応を進める。
- ③ 当該競技専門部会は正確な情報の収集と情報提供を行う。